資料編

1　設置要綱

練馬区地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成27年３月10日
26練福経第2573号

（設置）
第１条　練馬区地域福祉計画の策定および計画策定後の計画事業の取組状況について、区民および識者の意見を聴取、反映させるために、練馬区地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、つぎに掲げる事項について所掌する。
⑴　計画策定時において、計画内容について検討し、その結果について区長に提言を行うこと。
⑵　計画の推進、検証および評価に関すること。
⑶　計画の推進に関する課題、意見等の提案を行うこと。
⑷　前３号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に向けた活動を行うこと。
（構成）
第３条　委員会の委員は19名以内とし、つぎに掲げる者をもって構成する。
⑴　公募区民　４名以内
⑵　学識経験者　２名
⑶　地域活動団体関係者　６名以内
⑷　福祉関係団体関係者　６名以内
⑸　練馬区社会福祉協議会職員　１名
２　委員は、区長が委嘱する。この場合において、区長は男性委員と女性委員がおおむね同数となるよう努めるものとする。
３　委員会に委員長および副委員長を置く。
４　委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
５　委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。
６　委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
（委員の任期）
第４条　委員会の委員の任期は、２年とする。ただし、任期途中で交替があった場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。
（会議）
第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要があると認めたときは、委員会の委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会の設置）

第６条　委員会は、第２条に定める所掌事項のうち、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができる。

２　専門部会について必要な事項は、別に定める。

（公開）

第７条　委員会および専門部会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年３月14日練総情発第150号）第13条第１項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、福祉部管理課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

２　練馬区地域福祉計画区民懇談会設置要綱（平成22年4月22日22練福経第240号）および、練馬区福祉のまちづくり推進計画検討委員会設置要綱（平成22年2月26日21練福地第2524号）は廃止する。

付　則（平成31年３月27日30練福管第2189号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和２年３月19日１練福管第3113号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和５年３月31日４練福管第2527号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付　則（令和６年２月19日５練福管第1878号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2 委員名簿

● 地域福祉計画推進委員会

No.	区分	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	所属団体等
1	公募区民	月橋　達夫	ﾂｷﾊｼ ﾀﾂｵ	公募委員
2		森　翔太郎	ﾓﾘ ｼｮｳﾀﾛｳ	公募委員
3		渡邉　千和世	ﾜﾀﾅﾍﾞ ﾁｶﾖ	公募委員
4		浦嶋　正男	ｳﾗｼﾏ ﾏｻｵ	公募委員
5	学識経験者	今井　伸 （委員長）	ｲﾏｲ ｼﾝ	十文字学園女子大学副学長
6		中島　修 （副委員長）	ﾅｶｼﾏ ｵｻﾑ	文京学院大学人間学部人間福祉学科長
7	地域活動団体	木内　幹雄	ｷｳﾁ ﾐｷｵ	練馬区町会連合会
8		佐久間　利和	ｻｸﾏ ﾄｼｶｽﾞ	練馬区商店街連合会
9		千葉　智也	ﾁﾊﾞ ﾄﾓﾔ	特定非営利活動法人手をつなご
10		岡本　敬子	ｵｶﾓﾄ ｹｲｺ	つながるサロン（街かどケアカフェ）
11		川井　淳子	ｶﾜｲ ｽﾐｺ	大泉小学校避難拠点運営連絡会
12		奈須　清美	ﾅｽ ｷﾖﾐ	外国語相談員
13	福祉関係団体	田中　敏	ﾀﾅｶ ｻﾄｼ	練馬区民生児童委員協議会
14		的野　碩郎	ﾏﾄﾉ ｾｷﾛｳ	練馬区障害者団体連合会
15		山崎　靖雄	ﾔﾏｻﾞｷ ﾔｽｵ	練馬区老人クラブ連合会
16		大竹　徳明	ｵｵﾀｹ ﾉﾘｱｷ	大泉北地域包括支援センター
17		山本　和浩	ﾔﾏﾓﾄ ｶｽﾞﾋﾛ	練馬区福祉人材育成・研修センター
18		二葉　幸三	ﾌﾀﾊﾞ ｺｳｿﾞｳ	練馬区保護司会
19	社会福祉協議会	佐藤　修男	ｻﾄｳ ﾉﾌﾞｵ	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

● 福祉のまちづくり部会

No.	区分	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	所属団体等
1	学識経験者	植田　瑞昌 （部会長）	ｳｴﾀﾞ　ﾐｽﾞﾖ	日本女子大学　建築デザイン学部 建築デザイン学科助教授
2		山﨑　晋 （副部会長）	ﾔﾏｻﾞｷ ｼﾝ	日本大学　理工学部 まちづくり工学科准教授
3	事業者団体	岡﨑　章臣	ｵｶｻﾞｷ ｱｷｵﾐ	東京建築士会練馬支部
4		青木　伸吾	ｱｵｷ ｼﾝｺﾞ	介護サービス事業者連絡協議会 住宅改修部会
5	関係事業者	岩澤　貴顕	ｲﾜｻﾜ ﾀｶｱｷ	西武鉄道株式会社
6		廣元　勝志	ﾋﾛﾓﾄ ｶﾂｼ	東京地下鉄株式会社（東京メトロ）
7		山本　良司	ﾔﾏﾓﾄ ﾘｮｳｼﾞ	東京都交通局
8	地域活動団体	熊谷　晴美	ｸﾏｶﾞｲ ﾊﾙﾐ	練馬区商店街連合会
9		千葉　智也	ﾁﾊﾞ ﾄﾓﾔ	特定非営利活動法人手をつなご
10	福祉関係団体	宗形　積	ﾑﾅｶﾀ ｾｷ	練馬区老人クラブ連合会
11		鴨治　慎吾	ｶﾓｼﾞ ｼﾝｺﾞ	全国頸髄損傷者連絡会　東京支部
12		的野　碩郎	ﾏﾄﾉ ｾｷﾛｳ	練馬区視覚障害者福祉協会
13		渡邊　健	ﾜﾀﾅﾍﾞ ｹﾝ	練馬区聴覚障害者協会
14		福山　祥平	ﾌｸﾔﾏ ｼｮｳﾍｲ	練馬手をつなぐ親の会
15		轡田　英夫	ｸﾂﾜﾀﾞ ﾋﾃﾞｵ	特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会

● 権利擁護部会

No.	区分	氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	所属団体等
1	学識経験者	飯村　史恵 （部会長）	ｲｲﾑﾗ ﾌﾐｴ	立教大学コミュニティ福祉学部教授
2	専門職団体	瀬谷　ひろみ	ｾﾔ ﾋﾛﾐ	東京弁護士会
3		上山　浩司 （副部会長）	ｳｴﾔﾏ ｺｳｼﾞ	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート東京支部
4		石川　康雄	ｲｼｶﾜ ﾔｽｵ	公益社団法人東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ東京
5	福祉関係団体	柿島　香也子	ｶｷｼﾏ ｶﾔｺ	特定非営利活動法人 認知症サポートセンター・ねりま
6		横井　紀子	ﾖｺｲ ﾉﾘｺ	練馬手をつなぐ親の会
7		轡田　英夫	ｸﾂﾜﾀﾞ ﾋﾃﾞｵ	特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会
8		酒井　玲子	ｻｶｲ ﾚｲｺ	特定非営利活動法人 成年後見推進ネットこれから
9	社会福祉協議会	佐藤　修男	ｻﾄｳ ﾉﾌﾞｵ	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

3 策定経過

● 地域福祉計画推進委員会

回	開催日	主な検討項目
第１回	令和５年８月３日（木）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 次期地域福祉計画の策定について
第２回	令和５年 11 月 15 日（水）	① 重層的支援体制整備事業について ② 再犯防止推進について ③ 孤独・孤立対策について ④ 各部会の報告
第３回	令和６年３月 22 日（金）	① 次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告（速報版） ② 練馬区の地域福祉に関する現状と課題 ③ 各部会の報告
第４回	令和６年５月 23 日（木）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 地域福祉に関する国･都の動向について ③ 次期練馬区地域福祉計画の策定について ④ 次期練馬区地域福祉計画の体系（案）
第５回	令和６年６月 27 日（木）	① 練馬区再犯防止推進検討会意見まとめについて ② 施策１「区民との協働と地域の支え合いを推進する」
第６回	令和６年７月 30 日（火）	① 施策２「誰もが安心して生活できる環境を整える」
第７回	令和６年８月 29 日（木）	① 次期練馬区地域福祉計画策定に向けた意見まとめ（案）について ② 練馬区重層的支援体制整備事業について ③ 各部会の報告
第８回	令和６年 11 月７日（木）	① 次期練馬区地域福祉計画（素案）について
第９回	令和７年１月 29 日（水）	① 区民意見反映制度の実施状況について ② 練馬区地域福祉計画（案）について

● 福祉のまちづくり部会

回	開催日	検討項目
第１回	令和５年８月９日（水）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 区民ニーズ調査および地域福祉関係団体・関係者調査について ③ スケジュール
第２回	令和５年 10 月 27 日（金）	① 鉄道事業者の取組について ② 福祉のまちづくり推進に向けた現状等について
第３回	令和６年３月 22 日（金）	① 次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告（速報版） ② 福祉のまちづくり推進における現状と課題
第４回	令和６年６月 24 日（月）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 地域福祉に関する国・都の動向について ③ 次期練馬区地域福祉計画の策定について ④ 意見交換 ⑴ 次期練馬区地域福祉計画の体系（案）について ⑵ 各施策の方向性について（案）
第５回	令和６年７月 16 日（火）	① 推進委員会への報告について
第６回	令和６年 11 月 11 日（月）	① 次期練馬区地域福祉計画（素案）について

● 権利擁護部会

回	開催日	検討項目
第１回	令和５年８月 29 日（火）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 次期地域福祉計画の策定について ③ スケジュール
第２回	令和５年 10 月 30 日（月）	① 現行計画での取組み報告
第３回	令和６年３月 15 日（金）	① 次期地域福祉計画策定にかかる調査結果報告（速報版） ② 権利擁護支援に関する現状と課題 ③ 令和６年度権利擁護支援事業拡大について

回	開催日	検討項目
第４回	令和６年６月 12 日（水）	① 地域福祉計画取組状況報告について ② 地域福祉に関する国・都の動向について ③ 次期練馬区地域福祉計画の策定について ④ 意見交換 ⑴ 次期練馬区地域福祉計画の体系（案）について ⑵ 施策の方向性（案）について
第５回	令和６年７月 11 日（木）	推進委員会への報告について
第６回	令和６年 11 月５日（火）	次期練馬区地域福祉計画（素案）について

４ パブリックコメント

（１）意見の募集等

① 区民意見反映制度（パブリックコメント）

周 知 方 法：ねりま区報 12 月 11 日号、区ホームページ
区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館（南大泉図書館分室を除く）、福祉部管理課での閲覧

意見募集期間：令和６年 12 月 11 日～令和７年１月 15 日

② 関係団体等への説明

以下の関係団体等（５団体）に計画素案について個別説明を行った。

・練馬区民生児童委員協議会 ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区保護司会	・練馬区障害福祉サービス事業者連絡協議会 ・練馬区老人クラブ連合会

③ 子どもへの意見聴取

区立小中学生用タブレットのブックマークおよび児童館での閲覧

④ 提出された意見数

41 件（16 名・２団体）うち子どもからの意見は 15 件（８名）

5　用語解説

ページ	用語	解説
あ行		
73,74,83	ＩＣＴ	「Information and Communication Technology（インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー）」の略。情報や通信に関連する技術を活用したコミュニケーションの総称。具体的には、音声文字表示・翻訳の機能を持つ音声認識アプリなど。
18,41,42,43,45,60 84,85,88	アウトリーチ	必要としている人に必要なサービスを届けること。社会福祉の分野では、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などでアプローチを行い、支援につながるよう積極的な取組を行うこと。
24,65,66	アクセスルート	公共施設を利用する区民や来街者が、駅を降りてから施設で目的を達成するまでの経路のこと。具体的には、駅の有人改札口などから公共施設内の案内所や窓口などまでの移動経路のこと。
65	アクセスルートユニバーサルデザインガイドライン	すべての人が安心、快適、自由に外出できる環境の向上のため、配慮すべき事項を具体的に示す手引書。アクセスルートのユニバーサルデザインに関する基本的な考え方、取組の方針などを定めている。
75	印刷物のユニバーサルデザインガイドライン	できるだけ多くの人にわかりやすく正しい情報が伝わるように、色の使い方などにあらかじめ配慮する「カラーユニバーサルデザイン」の必要性と取組方法をまとめたもの。発信する情報をよりわかりやすく伝えるための手引書。
18,30,31,45,60	ＳＮＳ	「Social Netwoking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）」の略。社会的なネットワークを築くためのサービス。文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションを行うサービスのこと。
18,30,31,32,35,36,39,45,50,60,80	ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）	ＮＰＯとは「Non Profit Organization（ノン　プロフィット　オーガナイゼーション）」の略。「金銭的な利益を得る目的ではなく、社会に貢献するための活動」をする団体。特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したＮＰＯ法人と、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体を指す。

83	エンディングノート	人生の終わりに備え、自分の思いや残される家族のために必要な情報などを整理して書き示すノート。老後や死後の手続きにおける負担を軽減するためだけでなく、これまでの人生を振り返ることで、自分の思いや状況を整理することができる。
75	オープンデータ	区が保有する公共データを、利用者が自由に活用できるように、二次利用（複製・転用の制限などがなく利用ができる）可能なルールの下、機械判読性が高い形式（コンピューターが分析・解析しやすく扱いしやすい形式）で公開すること、およびそのように公開されたデータのこと。 区では、行政の透明性・信頼性の向上や、区政における区民参加・協働の推進、地域課題解決のための取組促進、また新たなサービスの創出による区民生活の向上などを目的に、オープンデータの推進に取り組んでいる。

か行		
73,75	カラーユニバーサルデザイン	色の見え方には個人差があるため、人によっては一部の色の組み合わせが区別しにくく、不便さを感じる場合がある。そのため、色覚の多様性に配慮して、より多くの人に利用しやすい製品や環境、サービス、情報を提供するというもの。
49	業務継続計画（ＢＣＰ）	「Business Continuity Plan（ビジネス　コンティニュティー　プラン）」の略。企業などが自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
47,58	居住支援法人	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へスムーズな入居の促進を図れるよう、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの支援をする法人。 住宅セーフティネット法に基づき、都道府県から指定される。

79	区長申立	認知症、知的障害、精神障害などにより物事の判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、成年後見開始の審判請求を行う親族がいない、または明らかでない場合について、親族に代わって区長が家庭裁判所に申立てを行うこと。
31,35,39,40	区民協働交流センター（つながる窓口）	地域における公益的な活動の支援および協働のまちづくりを推進するために、ココネリの３階に設置されている施設。地域活動に関する相談や情報提供、地域活動のスキルアップのための講座を実施している。
45	ケースワーカー	病気や高齢、貧困で生活に困っている人々に対し、福祉事務所で一人ひとりの問題（ケース）について相談を受け、必要な支援を行う人のこと。
45,60	ゲートキーパー	身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴き、受け止め、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

さ行		
77,78,79 80	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。同じ地域に暮らす住民としてご本人と同じ目線で考え、相談しあえる関係を築きながら関わっていくことが期待されている。市民後見人として活動するには、区市町村等が実施する養成研修等を修了し、成年後見に関する一定の知識や技術を身につけ、家庭裁判所からの選任を受ける必要がある。
46,57	就労応援ねりま	生活にお困りで、求職活動を行なっている方を対象に、ハローワーク池袋の就職支援ナビゲーターが個別に職業相談・職業紹介を行う窓口。練馬総合福祉事務所（西庁舎 2 階）内に設置されている。
69	障害者ふれあい作品展	区内の障害者施設などの利用者や団体などが制作した絵画や陶芸などの作品を展示するもの。障害のある方の創作意欲の向上と社会活動への参加促進を目的に実施している。
47,58	触法障害者	法律に触れる行為をしてしまった障害のある方のこと。
64,73	情報保障	障害のある方が、情報を入手するにあたり必要なサポートを行い、情報提供をすること。どのような方法が良いかを本人に確認しながら、本人にあった方法で実施することが重要。具体的には、視覚障害者用の点字・音声コードや、聴覚障害者用の手話通訳・音声翻訳などがある。

42,44	スクールソーシャルワーカー	不登校やいじめなど、学校で困りごとやつらさを抱えているお子さんやご家族を支えるための専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有し、多くは社会福祉士・精神保健福祉士などの国家資格を有する。福祉や医療、その他の社会にある関係機関などと連携し、お子さん一人ひとりの状況が改善できるよう支援している。
15,39,43,45,46,57	生活保護	病気やケガ、離別や死別、失業などいろいろな事情から、あらゆる手をつくしても生活や住居などに困ることがある。そのようなときでも、憲法第 25 条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自立に向けて援助を行っていく制度のこと。
30	全日本不動産協会	宅地建物取引業の健全な発展を目指し、土地や住宅に関する政策提言などを行う公益法人。その他、一般消費者に対する不動産知識の普及・啓発も行っている。
32	相談情報ひろば	どなたでも、気軽に立ち寄ることができる地域の集いの場。区内に 10 か所あり、ちょっとした休憩のほか、身近な地域の日常生活上の相談、地域情報の提供などを行っている。また、ひろばが企画したイベントや教室、講座などを通じて、地域の方との交流もできる。

た行		
17,38	ダブルケア	狭義では育児と介護が同時期に発生する状態を指し、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題のことを指す。
7,31,33,34,39,40,41,42,44,52,60,79,81,86,87 93	地域包括支援センター	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護だけではなく、福祉・健康・医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口のこと。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどの専門職が連携を図っており、区内には 27 か所設置されている。
35,71	つながるカレッジねりま	これから地域で活動を始めたい方や地域活動の知識を深めたい方を対象に、地域に関わる様々な分野を学習できる場。福祉・防災・農・みどりの４つの学習分野、５つのコースがあり、講義・実習・見学などにより、実践的な知識やスキルを身に付けることができる。
30	東京都宅地建物取引業協会	消費者の利益保護を目的に、不動産相談所の設置、セミナーの開催、出版物の発行、ＰＲ活動などを行っている。宅地建物取引業の公正な取引慣行の確立に努めている。

な行		
33	ネリーズ	地域福祉協働推進員の愛称のこと。日々の暮らしの中で近隣の方たちとつながっていくことで、ゆるやかに見守り合い、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指している地域のみなさんのこと。
33	ねりま社会福祉法人等のネット	区内の社会福祉法人等が中心になり、それぞれの専門性を生かして協力・連携しながら地域福祉を推進していくためのネットワーク。区内 65 法人、100 か所を超える事業所が参加している（令和６年 12 月時点）。「就労体験」「交流の場・居場所づくり」「福祉教育」を取組項目として掲げ、地域貢献や地域課題の解決に取り組んでいる。
31	練馬ビジネスサポートセンター	区内中小企業者の経営改善、販路拡大、資金調達、補助金活用、事業計画作成などの悩みや課題解決をサポートする総合窓口として、ココネリ４階に設置されている。 中小企業診断士などの経験豊富な相談員と、各専門分野の相談員が連携して、多様な経営課題の解決をサポートしている。
46,57	ねりま若者サポートステーション	就労が困難な若者など（15～49 歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験や、保護者に対するセミナーなどを実施している施設で、春日町青少年館３階に設置されている。 ひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象に、社会とのつながりを支援するための居場所も提供している。
46,57	農福連携	障害のある方などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。障害のある方などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性がある。

は行		
17,34,38,41,42,60,84,85,88,89	8050 問題	「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題のこと。背景には子どもの「ひきこもり」があげられる。このような親子が社会的に孤立し、生活が立ちいかなくなることもある。
9,20,24,64,65,66,67,69,70,71,72,73,75,76	バリアフリー	高齢者、障害のある方などが、社会生活を営むうえでの障壁（バリア）を除去（フリー）するというもの。物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、様々な障壁が対象となる。

75	バリアフリーマップ	区内施設などのバリアフリー設備状況の情報を集約したもの。「練馬区あんしんおでかけマップ」として区のホームページに公開しており、施設名や地図上から検索することができる。
71	パワーアップカレッジねりま	区が運営者として平成19年に「地域福祉を担う人材育成」と「人材を活用した地域福祉の仕組みづくり」を目的に開校（２年制）。
33,34,38,39,41,42,43,46,57,60,84,85,86,88,89	ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には６か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしている場合も含まれる。）を指す現象概念。
71	福祉のまちづくりサポーター	様々な立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、専門家を「福祉のまちづくりサポーター」として登録し、福祉のまちづくりに係るネットワークを広げ、区民と区が協働で福祉のまちづくりを推進する仕組み。
69	文化交流カフェ	外国人と日本人が気軽に交流できるイベント。各国の文化紹介などを通じて交流をすることを目的とし、２か月に１回程度区立施設にて開催している。 外国人の方は、イベント後に生活相談もできる。
77,80	法人後見	社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等になり、親族などが個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。
39,78,79,80,81,83	ほっとサポートねりま	高齢者や障害のある方など、福祉サービスを必要とされている人が住み慣れたち地域で安心して生活するためのお手伝いをする「成年後見制度推進機関」として、練馬区社会福祉協議会に設置されている。成年後見制度に関する相談を受けたり、後見人をされている人へのサポートを行っている。
31,34,38,39,40,42,44,59,85,86,88	ボランティア・地域福祉推進センター（コーナー）	ボランティア活動やＮＰＯなど地域活動に関する相談や日常生活の困りごとの相談を受けるため、練馬・光が丘・大泉・関町の４か所に設置され、練馬区社会福祉協議会が運営している。 地域福祉コーディネーターが地域に出向き、地域の活動を支援し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指している。

や行		
38,45,54,60	薬物依存	薬物の摂取で快感や高揚感を伴う刺激を体験した人が、それを再び求める抑えがたい欲求が生まれて、その刺激がないと不快な精神的・身体的症状を生じる状態のこと。
38,44	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかったりするなどの影響が出てしまうことがある。
69	ユニバーサルスポーツフェスティバル	障害のある方もない方もみんなで一緒にスポーツを楽しむことができるイベント。パラリンピック種目として注目されているボッチャのほか、風船バレーやラダーゲッターなどを体験できる。
9,20,24,64,65,69,70,71,76	ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすい環境や建物、製品、サービスなどのデザインを目指す考え方のこと。モノや建築物などの整備だけではなく、ちょっとした思いやりや心づかいでも実践することができる。

ら行		
46,57	レインボーワーク	練馬区社会福祉協議会に設置されており、区内在住の障害のある方を対象に、本人に適した職場探しや就労継続のお手伝いなどを実施している。また、障害者雇用に関する各種制度の案内をはじめ、障害者を雇用する環境づくりなどを支援している。

わ行		
44	若者ケアラー	18 歳から概ね 30 歳未満でケアを担っている若者のこと。進学や就職など若者ケアラーならではの課題に対応する必要がある。

練馬区地域福祉計画

みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまちプラン

令和７年度（2025 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

発行　　練馬区
編集　　練馬区福祉部管理課地域福祉係

【住　所】〒176-8501　東京都練馬区豊玉北６丁目 12 番１号
【電　話】03-5984-2716（直通）
【ＦＡＸ】03-5984-1214
【メール】TIIKIFUKUSHI@city.nerima.tokyo.jp